

# 明治大学法科大学院

## 自己点検・評価報告書 第1号

(2004年度－2006年度) 一草創期の3年－

---

### 第1章 教育目的

- 1 明治大学の沿革と法科大学院の設立 ..... 3
- 2 本法科大学院の教育目的 ..... 4
- 3 育成しようとする法曹イメージ ..... 4
- 4 教育目的を達成するための方策及びその達成度 ..... 6

### 第2章 教育内容

- 1 法科大学院開設時（2004年度）の教育内容 ..... 7
- 2 その後の教育内容の改革 ..... 8
- 3 評価に代えて－今後の教育内容の改革に向けて－ ..... 9

### 第3章 教育方法

- 1 授業を行う学生数 ..... 10
- 2 授業の方法 ..... 10
- 3 履修科目登録単位数の上限 ..... 11
- 4 評価と課題 ..... 12

### 第4章 成績評価及び修了認定

- 1 成績評価 ..... 14
- 2 修了認定及びその要件 ..... 16
- 3 法学既修者の認定 ..... 17
- 4 自己点検の結果の総括 ..... 17

### 第5章 教育内容等の改善措置

- 1 教育内容等の改善のための体制 ..... 18
- 2 FD活動（教育改善のための組織的取組み） ..... 18
- 3 認証評価への対応 ..... 19
- 4 自己点検・評価 ..... 20

### 第6章 入学者選抜等

- 1 アドミッション・ポリシー ..... 21
- 2 入学者選抜の具体的方法 ..... 21
- 3 入学者選抜の状況と公平性・開放性・多様性の確保 ..... 22
- 4 評価と課題 ..... 22

## 第7章 学生の支援体制

1 学習支援	24
2 生活支援（奨学金関係）	24
3 修了後の支援（学習支援・就職支援）	25
4 施設関係	25

## 第8章 教員組織

1 教員について必要な法令上の基準	26
2 本法科大学院の教員の種類と人数	26
3 2006年度の教員配置	27
4 教員の研究環境	29

## 第9章 管理運営等

1 管理運営の基本組織	31
2 学生の意見の取入れ	31
3 情報の公開	32
4 情報の収集保管と管理	33

## 第10章 施設、設備及び図書館等

1 施設整備	34
2 設備・機器の整備	35
3 図書館の整備	35

---

# 明治大学法科大学院概要

2008年4月1日現在

### (1) 設置者

学校法人明治大学

### (2) 文部科学省認可時の正式名称

明治大学大学院法務研究科法務専攻

### (3) 教育上の基本組織

当法科大学院は、組織的には法学部からも、従来の研究者養成型大学院からも独立した教育機関であり、学長の統督下に入ることとして、設置された。機関の長として、法科大学院長が置かれている。

### (4) 教員組織

専任教員51名（研究者教員34名，実務家教員17名）

### (5) 入学定員，収容定員及び在籍者数

ア 入学定員 200名

イ 収容定員 600名

ウ 在籍者 518名

### (6) 標準修了年限

3年（法学既修者コースは2年）

(7) 学費及び奨学金の学生支援制度

ア 初年度入学諸費用 1,622,500 円

(入学金：280,000 円，授業料：1,160,000 円，教育充実料：180,000 円，学生健康保険組合費：2,500 円)

イ 奨学金

明治大学法科大学院給費奨学金（26名）

明治大学校友会奨学金（4名程度）

日本学生支援機構奨学金〔第一種・第二種〕

(8) 修了者の進路及び活動状況

ア 修了者数（2008年3月）

183名（未修者コース89名，既修者コース94名）

イ 平成19年新司法試験（2007年）

受験者200名，合格者80名

## 第1章 教育目的

### 1 明治大学の沿革と法科大学院の設立

#### (1) 明治大学の沿革

明治大学の発祥は、1881年（明治14年）の「明治法律学校」創立に遡る。司法省法学校の第一期卒業生である岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操の3人の「わが国の近代市民社会を担う聡明な若者を育成したい」との思いが結実してできたのが明治法律学校であり、「権利自由」「独立自治」を建学の精神としている。創立以来今日まで120有余年、質実剛健、新しい知の創造、時代の要請をモットーにし、それに応える人材の育成に努め、すでに40万人を超える卒業生を社会に送り出してきた。

本学は、その発祥の由来からして、法学教育にとくに力を入れ、現在でいう司法試験に全国で一、二を争う数の合格者を輩出し続け、明治大正期の法曹界においては、本学出身者は一大勢力を形成していた。この伝統の一端は、今日にも引き継がれている。その中で特筆すべきは、本学が女性法曹育成のパイオニアであることである。昭和初期に女子部（旧女子短期大学の前身）を創設し、ここから多くの著名な女性法曹を生み出し、女性の社会進出や活動領域の拡大に大きく貢献してきた。

#### (2) 法科大学院の設立とその理念

明治大学法科大学院は、このような伝統を承継しつつ、司法制度改革審議会意見書（2001年6月）の構想に忠実に、法学教育、司法試験及び司法修習の三者が有機的に連携した「プロセスとしての法曹養成制度」の中核機関として、2003年11月27日に文部科学大臣の設置認可を経て、2004年4月に開設した。その地位は、学校教育法上専門職大学院の一種としての法科大学院であり、学内的には、既存の「明治大学大学院」法学研究科とは独立した「明治大学法科大学院」（正式名称）である。

本法科大学院の設立の理念は、建学の精神である「権利自由」「独立自治」を踏まえて、21世紀の日本社会を担うにふさわしい法曹を養成することである。すなわち、幅広い教養、豊かな人間

性及び高い倫理観を備え、法律問題の解決に当たっては、深い専門的知識に基づく柔軟で創造的な思考によって妥当な解決を導くことができる法曹である。

このように書くと、いとも簡単に本法科大学院ができ、その理念が決定されたように見えるが、それに至るには、これを準備する10年に近い前史があった（伊藤進「明治大学法科大学院開設の経緯と理念」明治大学法科大学院開設記念論文集『暁の鐘ふたたび』[2005年]1頁以下参照）。すなわち、司法制度改革審議会が発足（1999年7月）する数年前から政財界、経済界、弁護士団体の間で法曹養成教育のあり方が議論され、1998年10月の大学審議会答申「個性の輝く大学」でも特化大学院としてロースクール構想が取り上げられた。これを受けて、本学では、1999年から法学部と大学院法学研究科が中心となって、法科大学院構想の検討に着手し、2001年1月18日には、柳田幸男弁護士を招聘した、私立大学としては初めての「法科大学院構想に関する公開講演会」（シンポジウム）を開き、ここで、学部での教養教育を重視した学部4年・法科大学院2年の一貫教育型法科大学院構想を発表した。この構想は、2000年11月に発表された司法制度改革審議会中間報告によって修正を余儀なくされたが、このような熱く長い議論の積み重ねがその後の本法科大学院の理念や目的、カリキュラムの決定に大きく寄与していることを、忘れることはできない。

## 2 本法科大学院の教育目的

### (1) 明治大学法科大学院学則第2条

明治大学法科大学院学則第2条に、次のように規定する。

「明治大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）は、法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする。」

### (2) 豊かな人間性、高い倫理観及び幅広い教養

日本社会が今後さらに事前規制型社会から事後救済型社会へと移行するに伴って、解決を要する紛争が多発することが予想されている。また、行政が国民や住民の「幸福を追求する権利」の実現に十全に奉仕し、企業がその利益をステークホルダーである社会により良く還元するためには、いっそうコンプライアンスを重視しCSR（社会的責任）を自覚する必要がある。そのために必要なことは、「法の支配」が社会の隅々にまで行き渡ることであり、多数の優れた法曹がその推進力として、社会の各分野でその能力を発揮することである。

本法科大学院の教育目的は、人間として真に優れた法曹の育成であり、上記学則が豊かな人間性、高い倫理観及び幅広い教養を謳うのも、まさにこのことを目的とするからである。

### (3) 専門的知識と創造的な思考力に基づく問題の解決能力

21世紀の法曹は、社会に生起する諸問題について、単にその法的側面を切り取ってその専門的意見を述べるだけ（legal opinion teller）では足りず、その問題をあらゆる側面から検討し、妥当な全面的解決をもたらす者（all-purpose problem solver）でなければならない。そのためには、深い専門的知識を前提としつつも、鋭い洞察力と独創的な思考力によって問題にアプローチできる者でなければならない。このような資質と能力を涵養するためには、単に理論的教育では足りず、理論に裏打ちされた実践的教育が必要である。

本法科大学院は、このような資質と能力を有する法曹を、実践的教育を通じて育成することを目

的とする。

#### (4) 学生が「自ら学ぶ」ことを前提とする教育

本法科大学院の教育は、学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし、それを引き上げることを目的とするが、それは「手取り足取り教育」ではない。目指すところは、学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ、その潜在的能力を引き出す教育である。本法科大学院の教育は、司法試験の受験対策的な指導とは一線を画するものである。

### 3 育成しようとする法曹イメージ

本法科大学院が養成しようとしている法曹像は、上述した意味での「21世紀の日本社会を担う法曹」である。学生がそれを具体的に理解しやすいように、本学の伝統と置かれている条件を踏まえてパラフレーズすれば、次のとおりである。

#### ア 人権を尊重し『個』を大切にす法曹

本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」は、そのまま現在にも通用する理念である。本法科大学院は、社会全体の利益の名において構成員である個人の基本的人権や一人ひとりが持つ多様な個性が犠牲にされ、無視されることにならないように、これを尊重する法曹を育成したい。

#### イ 批判的精神をもって社会秩序を探究し人類発展に貢献する法曹

日本は明治維新後短期間に急速に近代化を果たしたが、その挙げ句に無謀な第二次大戦に突入し、この歴史の回転を法曹といえども阻止することができなかった。この深刻な過去の反省に立って、本法科大学院は、いかなる権力に対しても常に批判的精神を持ちつつ、あるべき社会秩序の樹立を求め、人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹を育成したい。

#### ウ 男女共同社会の形成に貢献する法曹

本学は、女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持つ。しかし、現在の日本が完全に男女の平等を実現し、女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受しているかといえ、そうではない。本法科大学院は、この現実を直視し、社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し、その活動に男女が共同して参画できる社会を実現するために努力する法曹を、女性か男性かを問わず、育成したい。

#### エ 専門分野に強い法曹

21世紀は、より高度な専門性が問われる時代である。本法科大学院は、法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）ではなく、本法科大学院がその歴史と現状からとくに重視する「企業法務」「知的財産」「環境」「ジェンダー」「医事生命倫理」の5分野の一つまたは二つについて深い知識を有し、その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成したい。そのため、本法科大学院では学生に対して、重点を置く専門分野に応じた「履修イメージ」を提示している。

#### オ アジア諸国において活躍する法曹

法律家の使命は、国境を越えて広く世界の法律家と連携して正義と平和の実現に貢献することである。本法科大学院は、日本が置かれている歴史的・地理的・文化的状況から、まず近隣アジア諸国との緊密な信頼関係を築くことに貢献し、その基盤に立って活躍する法曹を養成したい。

#### 4 教育目的を達成するための方策及びその達成度

上に述べた本法科大学の教育目的及び育成しようとする法曹イメージは、全国一律の金太郎飴的な法曹でなく、本学の建学の精神、在野法曹を多数輩出してきた伝統、女性法曹養成のパイオニアである歴史を踏まえ、都心型大学であるその立地条件等を前提とした、本学らしいユニークな法曹を養成したいとの願望に由来するものである。このような教育目的及び法曹イメージは、対外的にも広く公表し、教職員・学生・受験生にも周知徹底を図っている。

こうした教育目的をいかにして達成するか、その理想とする法曹をどのようにして育て上げるかは、カリキュラム、教育内容と方法、入学者選抜ポリシーと方法、教員組織と管理運営、教育のための施設・設備、学生支援等にかかるところが大きい。第2章以下では、それらの事項の点検と評価を行う。

しかし、本法科大学院が掲げる教育目的がどの程度達成されるか、その成果が具体的にどのように現れるかについては、司法試験の合格者数のような短期的な数値（第2部 VIIIの3参照）からばかりでなく、もう少し長い時間をかけて本法科大学院修了者の社会的活動を見守る以外にない。本書第1部全体が「点検」に重点を置き、「評価」に割くスペースが少ないのは、このことと関係している。

## 第2章 教育内容

### 1 法科大学院開設時（2004年度）の教育内容

#### （1）法科大学院設置趣旨に見る教育内容

法科大学院開設時における教育内容は、法科大学院設置趣旨における教育内容を具体化し、実施したものである。設置趣旨においては、「教育内容編成の基本的な考え方」と題して、①実定法の修得と理解の工夫、②公法系、民事法系、刑事法系科目を総合した体系的法知識の修得の工夫、③理論と実務の架橋教育の実施、④法実務実践教育の実施、⑤法理論的基礎教育の重視、⑥五分野中心の「専門」法曹教育の実施、⑦展開・先端科目の設置、が挙げられている。敷衍すれば、次のとおりである。

- ① 我が国が実定法主義国であることを考慮すると、実定法の体系的法知識の修得と理解が必須となる。法律基本科目につき、全体的体系的に教えるための講義科目と課題別に学ぶ演習科目を設け、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法についての体系的法知識の修得と理解を得ることができるよう工夫した。
- ② 各法律科目の体系的法知識の修得と理解の上に立って、公法系、民事法系、刑事法系科目を総合した体系的法知識の修得と理解のために、公法系については憲法と行政法、民事法系については民法、商法、民事訴訟法、刑事法系については刑法と刑事訴訟法を担当する研究者教員と実務家教員によるオムニバス方式での演習科目を設置した。
- ③ 公法系、民事法系、刑事法系科目を総合した体系的法知識の修得と理解を前提に、研究者教員と実務家教員とが共同するオムニバス方式での演習科目を設置し、その中には模擬法廷を実施する科目もある。
- ④ 「法情報調査」「法文書作成」「法曹実務演習（クリニック・ローヤリング・エクスターンシップ）」及び「模擬裁判」などにより、法実務の実践教育を行う。
- ⑤ 法曹養成教育にあたっては、法の構造、法思想、法の役割、法の歴史などの基礎法学、世界的視野での比較法制度、経済、政治、公共政策などの隣接科学を学ぶことが不可欠であるとの認識の下に、基礎法学・隣接科目群を重視した。
- ⑥ 21世紀社会を担う法曹は「専門」法曹人であることが要請されることから、企業法務専門法曹、知的財産法務専門法曹、環境法務専門法曹、医事生命倫理専門法曹、及び男女共同参画社会形成専門法曹（ジェンダー専門法曹）を目指す学生のための基礎的法学教育を実施し、五分野のいずれかの「専門」法曹になるのに必要な基礎的科目を重点的に設置した。
- ⑦ 現代社会において重要とされる法律科目を展開・先端科目として多数設置した。

#### （2）2004年度～2006年度の教育内容

2004年度のカリキュラムは、上記のような基本的な考え方に基づいて作成され、実施された。2004年7月の教授会において、「2005年度 教育・研究に関する長期・中期計画書」が審議され、承認されたが、そこでは「教育の基本方針」として、①実定法の修得と理解の工夫、②理論と実務の架橋教育の実施、③法実務実践教育の実施、④法理論的基礎教育の重視、が挙げられている。上記の法科大学院設置趣旨における教育内容とほぼ同じである。2005年7月の「2006年度 教育・研究に関する長期・中期計画書」においても、ほぼ同趣旨の「教育内容の基本方針」が述べられている。

このように、2004年度カリキュラムは、基本的には2006年度まで継続することになったが、2004年度の第2回教育等関係常置委員会において、すでに「2004年度カリキュラムにおける問題点」が議題となり、各委員から種々の問題提起がなされた。例えば、刑法については、1年前期4単位となっているが、これを前期2単位、後期2単位としてはどうかとの改革案などである。

## 2 その後の教育内容の改革

### (1) 2006年度カリキュラム改革

教育等関係常置委員会での検討を経て、「刑法」（1年前期4単位）が「刑法Ⅰ」（1年前期2単位）と「刑法Ⅱ」（1年後期2単位）に変更された。

### (2) 2007年度カリキュラム改革

本『自己点検・評価報告書』は2004年度から2006年度までを対象としているが、2007年度カリキュラム改革にも触れたほうが教育内容の展望に資することになると思われるので、簡単に記しておくことにする。

開設時の教育内容を基礎としつつも、教育等関係常置委員会では、一層の改善に向けて、開設当初からカリキュラム改革の検討を開始したが、2005年度、2006年度は、完成年度前であるため、若干の小さな改革にとどまった。2007年度改革では、FD研修の成果や学生による授業アンケートの結果を踏まえつつ、大幅な改革を目指すことになった。

その際の改革の基本方針は、①科目の増設は必修科目とせず、選択科目とすること、②本法科大学の「教育・研究に関する長期・中期計画書」との整合性を有すること、③新司法試験選択科目に関するカリキュラムの充実化、④セメスター制の貫徹、⑤FD研修の成果の吸収、⑥学生による授業評価等の調査結果の考慮、などである。

この基本方針に基づいて、2007年度カリキュラム改革が行われた。その骨子は、①各系「総合演習Ⅱ」について、科目内でA・B・C……と独立させ、担当教員ごとに異なる内容、独自に成績評価できる科目としたこと、②新司法試験選択科目の8科目すべてについて、「総合演習」を開設し、充実化を図ったこと、③新たに「行政法入門」と民事訴訟法・刑事訴訟法を合わせた「訴訟法入門」を開設したこと、④「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパ）」を、A（ドイツ・EU）とB（フランス）に分割し、また、法史学関係を4科目編成とすることなどにより、基礎法学・隣接科目の充実化を図ったこと、⑤基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上を選択必修としたこと、⑥いくつかの科目において科目名称の変更を行ったこと、⑦2年次の履修上限単位数を38単位としたこと、などである。

### (3) 2008年度カリキュラム改革

2008年度カリキュラム改革は、2007年度カリキュラム改革を上回る改革が企図されている。その詳細は、次回の自己点検・評価報告書の対象であり、本書の対象ではないが、これまでの改革を集大成するものとして位置づけることができる。重要なものとしては、①「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を廃止し、「展開演習」として再出発すること、②「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を2単位とし、修了要件単位に含めること、③2年次の履修上限単位数を36単位に戻すこと、④実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の3つの科目群から修了要件の3分の1以上である31単位以上の履修を必要とすること、⑤「法文書作成」を3分割し、「企業法務法文書作成」「民事法文書作成」



「刑事法文書作成」（各2単位）とすること、⑥「模擬裁判」を2分割し、「模擬裁判（民事）」  
「模擬裁判（刑事）」（各2単位）とすること、などを挙げることができる。

#### (4) プレガイダンスの実施

2005年度から2月中旬にプレガイダンスを実施した。これは、4月の入学前に、法律基本科目を中心にして事前のガイダンスを行うことにより、4月の授業までの1ヶ月半を準備期間として有効に活用してもらい、4月からの授業にスムーズに入っていけるようにするためのものである。カリキュラム自体の改革ではないが、それと密接に関係するものとして位置づけることができる。法律基本7科目だけではなく、法科大学院長による教育内容基本方針の説明、実務家教員による講演、研究者教員による「法情報調査」の講義などを内容とした2日間の日程のものである。

### 3 評価に代えて—今後の教育内容の改革に向けて—

#### (1) 2007年度カリキュラム改革に際しての今後の課題

今後の課題として、教育等関係常置委員会から次の2点が指摘された。その一は、各系「総合演習Ⅰ」の在り方であり、その二は、授業回数を15回から14回に減らすことであった。前者については、今後も引き続き検討することとし、後者については、その後、教育等関係常置委員会でのとりまとめとして、担当教員の裁量により、15回中の1回を「知識の定着の確認—中間考査」に当てることができることとした。

#### (2) 2008年度カリキュラム改革に際しての今後の課題

2008年度カリキュラム改革に際しての今後の課題についても、簡単に触れておくことにする。その一は、「総合指導Ⅰ・Ⅱ」の内容・位置づけを明確にすることであり、その二は、「展開演習」に適切な担当教員数を配置できるかであり、その三は、「法文書作成」を3分割し、「模擬裁判」を2分割したが、各2コマのコマ数増を確保できるか、などである。

## 第3章 教育方法

### 1 授業を行う学生数

本法科大学院においては、多様な科目の性質及び教育課程上の位置づけを配慮し、各科目における教育効果があげられるようにするため、法律基本科目群の講義科目については1クラス50人を基準にしてクラス編成を行っている。未修者である1年次生は、法律学についてまったく知識をもっていないこと、また2年次生でも、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの科目については、十分な法的素養を備えていないことを前提に、初学者に対する体系的な教育を施すことを可能にするためである。それに対して、演習クラスについては、双方向的、多方向的に密度の濃い教育を行うため、1クラス20人を基準にしてクラス編成を行っている。なお、2年次は未修者と既修者の法的知識及び法的思考能力に依然として格差があると認められるため、未修・既修別にクラス編成を行った。また、この定員は、再履修者を含めて、実際に当該授業を履修する者全員の数を意味する。

必修科目の履修登録者数は、2004年度の1年次の講義科目及び2年次の講義科目については、50人という基準の範囲内であった。2005年度及び2006年度は、留年者や復学者がいたこともあり、基準を若干上回っていたが、大幅な超過は見られない。2年次及び3年次の演習科目については、クラスによって20人を若干上回っているものと、20人を下回っているものがあり、ばらつきがある。新入学生については、本学では3月31日まで入学辞退を認めており、他方、授業は4月早々に開始されるため、あらかじめ決定したクラス編成の修正が不可能なこともあり、クラスによる人数の偏りはある程度やむを得ないと考える。選択必修科目又は選択科目については、学生の希望によって履修者数が大きく変動するため、履修者数を予測してクラス編成をするには著しく困難が伴う。そこで前年度に履修希望者が多数であった科目については、複数クラスを用意することや、在学生を対象に年度開始前に事前登録を行い、新学期の混乱を避ける等の措置を講じている。

なお、法科大学院の授業の性質上、他専攻等の学生による履修は認めていない。現在、科目履修生の制度は存在しない。

### 2 授業の方法

(1) 本法科大学院における授業形式には、講義形式、演習形式、実践形式、個別指導形式がある。講義形式では、一クラス50名を標準として、体系に則って双方向授業が行われる。演習形式では、一クラス20名を標準として、課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業が展開される。「法情報調査」「法文書作成」「模擬裁判」などの授業は実践形式で行われる。個別指導形式は、公法・民事法・刑事法の「総合指導Ⅰ・Ⅱ」で採られており、学生からの問題提起や疑問に応じた研究・学生指導が行われる。以上のように、授業科目の性質に応じた適切な方法が選択されている。

本法科大学院の教育課程は、初学者の段階では、基礎的な科目を中心に学習し、3年次になって広い視野のもとで、自分にあった選択科目の履修をすることができるように、カリキュラムが設計されており、全体を通して専門的な法知識が確実に修得されるように配慮されている。すなわち初学者が体系的に法律学を学ぶには、一定のプログラムに従って履修することが効果的であるという考えから、1年次・2年次配当科目はほとんど必修科目とされている。未修者を対象とする1年次は講義形式による科目が中心であり、専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置

いている。2年次・3年次は具体的な事例を素材とした演習形式による科目を中心に構成し、複数の教員が同一科目を担当するが、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力及び法的議論の能力を育成できるように、担当教員間で教育内容及び授業の進め方について頻繁に検討し、改善をはかっている。

法律実務科目として、クリニックは実施していない。エクスターンシップの実施に際しては、参加学生に対する事前の指導を通じて、法令遵守と守秘義務について適切な指導を行っている。また本法科大学院の教員と研修先の実務指導者との密接な連絡のもとに、適切な指導監督が行われ、成績評価についての責任体制も確立している。研修学生は研修先から報酬を受け取っていない。

(2) 各授業科目の教育目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的・多方向的な授業を実施できるように、学年のはじめに詳細なシラバスを配布しており、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。完全セメスター制を実施しているが、現在は4月の段階で年間の履修登録をさせ、後期開始時に若干の変更を認めている。前期科目の成績管理や入学試験など、夏期休業中の業務が繁多であるため、困難ではあるが、前期の履修の成果を踏まえて履修登録ができるような可能性をなお検討していく。

(3) 各学生の1日に履修する必修科目が2科目以内になるように時間割を設定して、予習・復習の時間的余裕をもてるように配慮している。予習できるように、教材や関係資料を事前に配布するとともに、教員から指示により、計画的な学習が可能な態勢をとっている。課題を出す科目も少なくなく、学習成果がこまめにチェックされる。さらに教育補助講師制度を通して、個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。教育補助講師は相当数の学生に利用されており、教員に対する日常的な質問や相談とともに、効果的な指導体制をとっている。なお文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を開発し、2007年度には本格的に稼働している。このシステムが導入されると、各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な指導・学習が可能になる。また入学手続者に対しては、入学前の段階でプレガイダンスを行い、カリキュラムの考え方と概要、授業内容、自主学習の要点などを説明して、適切な履修科目の選択を支援している。

授業は2003年12月竣工の新校舎アカデミーコモンで実施している。自習室として、建物は異なるが、授業時間外の自習が可能となるように、学生全員が利用できるスペースを用意し、各自に固定的な座席及びロッカーが与えられている。ローライブラリー、法廷教室を備えるとともに、E-learning、インターネット等によるデータベース、本学のポータルサイトである Oh-! Meiji システム等による学習支援態勢も整備されており、学習環境は良好である。さらに学生が自主ゼミを行えるような施設も完備されており、授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。

集中授業はほとんどないが、実施する場合には、夏期休暇中又は春期休暇中を利用している。

### 3 履修科目登録単位数の上限

本法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるように、履修科目として1年間に登録できる単位数の上限は、年間36単位とされている。また進級制度を採用しており、1年次から2年次への進級要件として、1年次に配当されている必修科目の総単位数(28単位)の5分の4(23単位)以上の修得が必要とされ、2年次から3年次への進級要件として、未修者の場合には、1年次に配当されている必修科目のすべての単位及び2年次に配当されている必

修科目の総単位数（30単位，2006年度以降は28単位）の5分の4（24単位，2006年度以降は23単位）以上，既修者の場合には，2年次に配当されている必修科目の総単位数（32単位，2006年度以降は30単位）の5分の4（26単位，2006年度以降は24単位）以上の修得が必要とされる。そのため，最終年次に多数の科目の履修が必要になるという事態は想定しにくく，最終年次についても，特に履修科目登録数の制限を緩和する措置は講じられていない。履修科目登録数の上限は，進級が認められた学生についても，原級留置となった学生についても，同様に適用される。すなわち履修登録可能な単位数には，再履修科目の単位数が含まれる。必修科目の単位を修得できなくとも，4～5単位であれば進級することができるが，必修科目はいずれも2単位又は4単位であるため，必修の再履修科目は4単位が限度となる。原級留置の学生は，年次配当されている科目しか履修できないため，選択科目を履修することが多いとが考えられる。原級留置の学生に対しては面接を行い，適切な科目の履修選択や自主学習のあり方について指導をしている。

本法科大学院においては，3年を超える標準修業年限は定めていない。

#### 4 評価と課題

少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行うために，一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されており，講義科目につき1クラス50名，演習科目につき1クラス20名の定員がほぼ充足されている。

授業は，学年進行に応じて適切な方法を採用し，最終的に専門的な法知識が確実に修得されるように配慮されている。1年次は主として講義形式により，専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置き，2年次・3年次は演習形式による科目を中心に構成し，批判的検討能力，創造的思考力，事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析及び法的議論の能力を育成するために，授業科目の性質に応じた適切な方法を採用している。各科目の担当教員は，授業の進め方や教材の開発などについて，頻繁に協議を行って改善を図っており，チームによる教育を実施することにより，より高度の教育を提供できているものと自負している。また多くの科目において，授業内容の特色を踏まえた独自の教材開発が授業担当教員によって行われている。

学年の始めに詳細なシラバスを配布して，授業内容及び成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。また授業の効果を十分に上げられるように，学生の予習の便宜のため，教材や関係資料を事前に配布している。さらに教育補助講師制度を通して，個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。教育補助講師は相当数の学生に利用されており，教員に対する日常的な質問や相談とともに，効果的な指導体制をとっている。学生が自主ゼミを行えるような施設も完備されており，授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。学生全員が利用できる自習室，ローライブラリー，法廷教室など学習環境は良好である。

適切な履修科目の選択を支援するために，入学手続者に対して，入学前の段階でプレガイダンスを行い，カリキュラムの考え方と概要，授業内容，自主学習の要点などを説明している。プレガイダンスはかなりの時間をかけて実施しており，入学後の授業への導入がスムーズに行えるという感触をもつ教員が多い。学生が履修計画を考えるうえで，プレガイダンスは有益だったようであり，かなり成果が上がったと判断している。

1年間に履修登録できる科目の単位数は36単位までであり，各学生が1日に履修する必修科目が2科目以内になるように，時間割の設定をしている。

文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を開発し、2007年度には本格的に稼働させる予定である。このシステムが導入されると、各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な指導・学習が可能になる。

完全 Semester 制を実現しているが、現在は4月の段階で年間の履修登録をさせ、後期開始時に若干の変更を認めているにすぎない。夏期休業中の業務が繁多であるため、実現にはなお困難が予想されるが、前期の履修の成果を踏まえて履修登録ができるような可能性を探っていきたい。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 成績評価

#### (1) 成績評価の基本方針

本法科大学院では、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、各科目担当者からのアンケートと教員研修における議論に基づいて、次のような考え方に基づいて成績評価を実施している。

- ① 複数教員が担当する科目については、担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに、全員で成績評価を行い、担当者による不公平の生じないように留意する。
- ② プロセスとしての学業評価の実現のため、1回の期末試験で評価をするのではなく、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況などを総合的に勘案して成績評価をする。

#### (2) 成績評価基準

以下の厳格な成績評価基準が設定されており、各科目の成績評価方法が客観的で公正であるように、教員間の検討が行われている。

筆記試験の採点にあたって、憲法など一部の科目においては、氏名等を隠すことにより、匿名性の確保がされている。しかし、採点の結果を採点表に転記する人員の確保が困難なため、匿名性を確保していない科目が多い。その場合でも、複数教員の協議によって成績評価をするので、成績評価の恣意性は排除できている。

##### ① 成績評価基準

成績はA・B・C・D・Fで評価し、A・B・C・Dを合格とし、Fを不合格とする（学則第19条）。なお成績の表示について、2007年度からは全学的方針変更によりS・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とするものとなっている。

##### ② 評価区分と評点

A：90～100点， B：80～89点， C：70～79点， D：60～69点，  
F：59点以下

##### ③ 成績分布

Aは履修者の5%以内

BはAを含めて履修者の25%以内

上記以外の成績ランクについては、特に分布の基準を設けない。

##### ④ グレード・ポイント（括弧内はポイント）

A：90～100点（4）， B：80～89点（3）， C：70～79点（2），  
D：60～69点（1）， F：59点以下（0）

\*グレード・ポイント・アベレージ（GPA）の計算方法

$$\left[ (A\text{評価を受けた科目の単位数} \times 4) + (B\text{評価を受けた科目の単位数} \times 3) + \dots \right] \div \text{総修得単位数}$$

上記の成績評価基準・成績分布基準等は、法科大学院要項において、学生に事前に開示されている。各科目の成績評価方法は、シラバスによって事前に学生に示され、それに従った成績評価が行われている。

### (3) 成績の発表

成績の発表は、前の学期までの結果に基づき、その後の授業科目を円滑に履修するために行うものであり、各学期のはじめに「成績通知票」が本人に配布される。成績評価について説明を希望する学生は、所定の期日までに事務室に申し出たうえで、担当教員による説明を求めることができる。既に履修した科目やこれから履修する科目も含めて、各科目間の有機的な関連を踏まえて、教育するという観点から、授業科目の教育は成績評価によって完了するのではなく、プロセスによる教育の一過程にすぎない。文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を開発し、2007年度には本格的に稼働させる。プロセス学業評価システムは、科目相互間の有機的な関連性を前提として、各科目における成績評価自体が法科大学院における一連の教育過程の一環であるにとらえたうえで、履修過程における出欠状況、授業中の発言、レポート、小テスト、期末試験などのすべての要素を総合的に勘案する客観的で透明な成績評価を行うとともに、各学生の履修する全法律基本科目について、最終的な成績評価、プロセス情報及び教育指導に有益と思われる個人情報とコンピュータに入力して、学生毎に「学習支援カルテ」を作成し、これを学生に提供して、学生の自主学習のサポート、科目間の有機的関連性を踏まえた総合的指導などに活用することを目的とするものである。

### (4) 試験の種類—定期試験・追試験・再試験・特別試験

正当な理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。必修科目の単位の認定を受けられなかった者については、授業担当教員の判断により、再試験を受ける機会が提供されることがある。未修者の1年次前期は、法律学の学習に不慣れなため、後期の総合指導において再教育をしたうえで再試験を受けさせることとしている。3年次生については、必修科目はすべて履修したが、修了要件単位数に不足する者について、特別試験の制度が設けられている。これらの試験においても、定期試験と同様に、試験の実施及び成績評価は厳正に行われている。なお再試験及び特別試験において単位が認定される場合は、Dの評価しか受けられない。

### (5) 他大学等の履修結果の単位認定

本法科大学院以外の教育機関における履修結果について、本法科大学院における単位を認定することについては、本法科大学院の教育課程の一体性が損なわれないように、厳正で客観的な成績評価が確保されている。まず法科大学院における教育の性格上、他の法科大学院ではない教育機関における履修単位を本法科大学院において単位認定することは行っていない。次に、他の法科大学院における履修単位については、本法科大学院において該当すると思われる科目の担当教員が当該他の法科大学院における科目の内容を検討して、単位を認定するか否かの判断資料を作成し、教授会の決定があれば単位を認定する。

### (6) 進級制度とその要件

本法科大学院では、次のような進級制度を設けている。

- ① 1年次から2年次への進級条件としては、1年次に配当されている必修科目の総単位数（28単位）の5分の4（23単位）以上の修得が必要とされる。
- ② 2年次から3年次への進級条件としては、法学未修者の場合は、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数（30単位、2006年度以降は28単位）の5分の4（24単位、2006年度以降は23単位）以上の修得が必要であり、法学既修者の場合は、2年次に履修するべき必修科目の総単位数（32単位、2

006年度以降は30単位)の5分の4(26単位, 2006年度以降は24単位)以上の修得が必要である。

進級要件を充足しなかった者は、在籍していた学年を繰り返すこと(原級留置)になるが、個別に面接を行い、履修指導を行っている。同一学年の進級要件を、2年間引き続き充足しなかった者に対しては、退学勧告を行う。進級制度については法科大学院要項において事前に開示されている。F 該当者について再試験を行うかどうかは、各科目担当者の判断による。

## 2 修了認定及びその要件

(1) 法科大学院を修了すれば法務博士の学位が授与され、その修了は国家試験たる司法試験の受験資格である。本法科大学院では、修了要件として、標準修業年限3年以上在学し、93単位(必修科目64単位, 修了要件となる選択科目29単位)以上の修得を要求している。ただし、各法系の総合指導、行政法入門、訴訟法入門は修了要件に含めない。本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、標準修業年限を2年とするとともに、1年次に配当される必修科目のうち、26単位(憲法、民法、刑法、商法)を修得したものとみなす。

(2) ア～エの授業科目については、必修科目の単位数が以下のとおりである。

ア 公法系科目	必修科目 12 単位
イ 民事系科目	必修科目 32 単位
ウ 刑事系科目	必修科目 14 単位
エ 法律実務系科目	必修科目 6 単位
オ 基礎法学・隣接科目	特に制限はない
カ 展開・先端科目	特に制限はない

以上の修了要件については法科大学院要項において事前に開示されている。

教務等関係常置委員会、執行委員会の議を経て、法科大学院拡大教授会において修了の認定を行う。修了認定基準の内容は適正であり、修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

(3) 必修科目以外の修了要件について

ア 2007年度からは、選択必修科目を設け、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上を修得することを修了要件に加えた。

イ 2008年度からは、上記アに加え、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得することを修了要件とすることとした。

(4) 修了認定に係わる異議申立てについて

本法科大学院では、成績評価に関して異議申立て制度は設けていないが、司法試験法第4条により、法科大学院の課程を修了した者であることが司法試験の受験資格の一であることに鑑み、本法科大学院の修了認定に係る異議申立ての手続を定め、本法科大学院の修了認定が厳正かつ公明に行われることを確保している。異議の申立てがあった場合、執行委員会は、その異議内容を調査し、審査の結果、当該学生の修了認定をすべきことが相当と認められるときは、当該学生の修了認定の件を、直後の教授会に付議することになっている。



### 3 法学既修者の認定

入学試験を法学既修者、法学未修者の別に行っており、入学後に法学既修者の認定のための特別な制度は設けていない。法学既修者については、1年次に配当される必修科目のうち、26単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとみなすが、これらの4科目については、法学既修者の入学試験において受験科目としており、受験科目に含まれない科目について、単位を修得したものとみなすことはしていない。法学既修者の入学試験においては、日弁連法務研究財団主催の法学既修者試験の受験を求めている（ただし、2005年度入試においては試験日程の関係上、任意とした）、その成績を書類審査の対象としている。

入試問題の作成及び採点にあたっては、本学出身者と他大学出身者との間で、公平性を保つための措置がとられている。すなわち、入試問題については、秘密が厳守されており、採点にあたっては匿名性が確保される方法がとられている。

### 4 自己点検の結果の総括

本法科大学院においては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、①複数教員の担当科目については、担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに、全員で成績評価を行い、担当者による不公平の生じないように留意すること、②1回の期末試験だけで評価せず、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況などを総合的に勘案して成績評価をすることについて、意思統一されている。その成績評価基準・成績評価方法は、いずれも客観的かつ公正なものであり、その内容は、シラバスによって事前に学生に開示されており、透明性も高い。成績評価に関して、異議申立て制度は設けていないが、成績評価に関する学生からの質問に対しては、教育の一環として、授業担当教員が説明すべきこととしている。また進級制度及び退学勧告制度が設けられており、厳格な成績評価と相俟って、安易に修了させないような措置が講じられている。他方、進級・修了要件を充足しない者に対しては、個別面接による指導を行っている。

採点にあたって、匿名性の確保に留意する科目もあるが、多くの科目では、人員の不足もあり、実施されていない。多様な要素を総合的に勘案して、複数教員の協議によって、最終的な成績評価をする科目が少なくなく、それによって成績評価の恣意性は排除できていると考える。

修了要件は、標準修業年限3年（法学既修者は2年）以上在学し、93単位（必修科目64単位、修了要件となる選択科目29単位）以上の修得を要求しているが、法学既修者については、1年次に配当される必修科目のうち、26単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとみなしている。既修者の認定は、入学試験において厳正に行っており、受験科目に含まれない科目について、単位修得したものとみなすことはしていない。また本学出身者か否かによる差別は行っていない。

2006年度までは、法律基本科目以外の科目について、修了要件を定めていなかったが、2007年度以降、修了要件の一部見直しを行い、2008年度からは、修了要件単位数の3分の1以上修得することを修了要件に加えることになっている。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 教育内容等の改善のための体制

本法科大学院は、その設立当初から、「教員研究研修関係常置委員会」を置いて、教育内容の充実化や教育方法の改善に、組織的かつ継続的に取り組んできた（委員長は、2004年度及び2005年度は松本貞夫、2006年度以降は三林宏）。その後、認証評価に対応するための組織として、2005年1月に、「認証評価委員会」が設置され（委員長は、法科大学院長が兼務）、さらに、2007年1月には、自己点検及び評価のために、「自己点検・評価委員会」が設けられた（委員長は、法科大学院長が兼務）。

これらの委員会の企画または主導の下で、本法科大学院は、次のように、教育内容等の改善措置を講じてきた。

### 2 FD活動（教育改善のための組織的取組み）

大学における教育の質の向上には、FD（faculty development）が不可欠である、との共通の認識の下に、本法科大学院は、教員研究研修関係常置委員会の企画・主導により、次のようなFD活動を行ってきた。

#### （1）FD研修の実施

「明治大学法科大学院FD研修に関する申合せ」に基づき、全教員に呼びかけて定期的または臨時にFD研修を実施し、授業内容・授業方法の改善のために活発な意見の交換を行っている。すなわち、本法科大学院開設の前年である2003年度にすでに2回のFD研修を行い（うち1回は、1泊2日の合宿研修）、その後2004年度に4回、2005年度に4回（うち1回は、1泊2日の合宿研修）、2006年度に2回行っており、その頻度は平均年3回であった（第2部I及びIVの1参照）。

#### （2）学生による授業評価

各学期ごとに、その学期に行われている原則としてすべての授業科目について、「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生のニーズ・要望・評価を聴取している。アンケート項目は、①当該授業の内容・方法、各回の分量・進捗、②シラバス及びシラバスと授業との対応、③教員と学生のコミュニケーション、④アンケート回答者である学生自身の当該授業への取組みなどである。

このアンケート結果は、全教員について機械的に集計され、評価項目ごとに全体の中における当該教員の位置が示されて本人に交付され、また匿名性を確保した形でFD研修の教材として教員全員に提示されるから、翌年度のシラバスや授業に反映させることができる仕組みになっている。

これとは別に、本法科大学院は、毎年1回、新入生に対して「教育に関するアンケート」を実施している（これについては、第9章2の（1）参照）。

#### （3）モデル授業と授業参観

授業の質の向上にとって授業参観制度が有効であることは、夙に指摘されてきた。本法科大学院では、その手始めとして2006年度に、モデル授業として、民事訴訟法講義と民法演習のビデオ撮影を行い（DVD化）、これを同年のFD研修の教材として、参加者全員で授業の改善について討議した。

教員相互の授業参観制度についてはかねて懸案であったが、2007年度に至って「明治大学法

科大学院授業相互見学に関する取扱要領」が定められ、教員は、各学期1回定められた2週間の期間に、希望する授業を、事前に申し出たうえで自由に見学できる制度が実現した。

#### (4) ITを利用した授業のための研修

法令判例や文献のデジタル化やリサーチ・エンジンの進展により、法学教育の現場にもITの波が押し寄せている。この点では、学生が積極的にこれに対応し、ローライブラリーや共同研究室または自宅から各種のデータベースや「E-learning 自主学習教育システム」にアクセスしている(第10章の1参照)のと比べて、教員の教育活動におけるIT対応はやや低調である。

しかし、将来は教材だけでなく教室における授業そのもののIT化も予想されることから、本法科大学院では、2006年度に、名古屋大学が開発した「学ぶ君」システムの導入に当たって、希望する教員が開発関係者から「学ぶ君」を用いた授業について2回の研修を受けた。

#### (5) 同一科目担当者間の授業のための綿密な打ち合わせ

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法などの分野において、複数教員が同一科目を担当する場合には、教員同士が原則として毎週相互に意見交換を行い、その結果を授業に反映させ、毎回の授業がどのクラスにおいても質・量とも適正なレベルを維持するよう、配慮している(いわゆる「チームによる教育」)。バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し合うことは、特に教育の質の平準化や向上に資するところが大きい。

特に、民事訴訟法グループが行っている民事訴訟法演習(計10クラス)では、チームによる教育を徹底させ、15回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえで授業に臨んでいる。

さらに、民法・商法などの分野においては、本法科大学院所属教員のほか、本学出身教員・実務家を含む研究会が定期的開催されており、これらの場を通じて、経験・知見の補充がなされ、授業の改善に役立っている。

### 3 認証評価への対応

法科大学院は、5年以内ごとに文部科学大臣によって認証された大学評価機関による認証評価を受けなければならない(学校教育法第109条[旧第69条の3]第3項、学校教育法施行令第40条)。本法科大学院は、これに対応するため、2005年1月の教授会で「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」を設け、認証評価委員会を発足させた。以来、この委員会のイニシアティブの下に、次のとおり認証評価を受け、また次の認証評価の準備をしている。

#### (1) 日弁連法務研究財団によるトライアル評価

本法科大学院は、2005年度に日弁連法務研究財団(以下「財団」という)のトライアル評価を受けた。トライアル評価とは、財団が定める全10分野の評価分野のうち、第3分野(教育体制)、第4分野(教育内容・方法の改善への組織的取り組み)、第6分野(授業)、第7分野(法曹として必要な資質・能力の養成)及び第9分野(成績評価・修了認定)の計5分野22項目を対象を限定して行う評価である。

そのスケジュールは、自己点検・評価報告書の提出(2005年10月14日)、評価チーム来校による現地調査及び意見交換(11月25日)、財団によるトライアル評価報告書原案提示(2

006年3月16日), これに対する本法科大学院からの意見の申立て(2006年4月14日), 財団からのトライアル評価報告書(確定版)の送付(5月16日)であった(第2部 Vの2参照)。

評価の結果は, 本法科大学院が提出した厳格な自己点検・評価報告書にほぼ対応した厳しい評価であったが, 本法科大学院としては, 初めて外部評価を受けたことによって得るところが大きかった。

#### (2) 大学評価・学位授与機構による認証評価

本法科大学院は, 上記トライアル評価を受けた後, 本評価としては, 大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることに決定し, 2007年度を予定してその準備を進めてきたが, 諸般の事情からそれを1年延期し, 2008年度に受けることになった。

#### 4 自己点検・評価

自己点検・評価委員会は, 2006年1月の教授会で「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」が制定されたことにより, 活動を開始した。その約1年に及ぶ作業の結果が, 本『自己点検・評価報告書第1号』である。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 アドミッション・ポリシー

本学の歴史は、1881年（明治14年）の明治法律学校に始まる。建学の精神は「権利自由」「独立自治」であり、爾来、在野法曹を中心に多数の法曹を輩出してきた。また、昭和初期より我が国で逸早く女性法曹を育成してきた伝統をもつ。本法科大学院は、この歴史と伝統を基礎に、人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標としている。この基本理念に基づき、法科大学院学則第2条は、その教育目標につき「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」と定める。この教育目標を実現するため、とくに21世紀の日本を担うにふさわしい専門法曹として「知的財産」「医事生命倫理」「環境」「ジェンダー」「企業法務」の5分野を中心として、法曹養成教育を展開している。

本法科大学院では、上記のような建学の理念と教育目標に沿った人材を選抜するため、公平性・開放性・多様性の確保を前提としつつ、一次選考（書類選考及び筆記試験）と二次選考（面接）の二段階からなる慎重な選考により、多角的な視点から多様な資質を評価するものとしている。とりわけ書類選考及び面接においては、社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲、すなわちクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を評価するよう努めており、法科大学院パンフレット等でも、「入学者選抜においては、何よりも正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、生きものとしての法と格闘する人材を求めています」と謳っている。

### 2 入学者選抜の具体的方法

書類選考では、法科大学院適性試験の成績のほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視角から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。

既修者コース（2年制）を志望する場合は、日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目の成績の提出を必須としている。また法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き、既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いている。

既修者コースの筆記試験では、憲法・民法・刑法・商法の4科目につき論文試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を探っている（これら4科目が入学後の単位免除科目となる）。第一次選考合格者にはさらに面接を実施し、上記4科目を中心に口頭試問を行っている。これら筆記試験と面接で文章表現力と口頭表現力を測りながら、上記の書類選考と合わせできるだけ人間性を見極めるよう努めている。

未修者コースの筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚などは積極的に問う方針である。第一次選考合格者にはさらに面接を行う。面接では、社会にアンテナを張っているか

どうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり，思考展開力を問う設問などを用意している。また，法科大学院を志望する理由とこれまでの職歴や専攻との関連性なども聴いている。

### 3 入学者選抜の状況と公平性・開放性・多様性の確保

各年度の入学者受入れにおいて，200名の入学定員と著しく乖離しないよう，慎重に入学試験の合格発表を行っている。法科大学院開設以来の各年度入学者数は以下のとおりである。2007年度については，予測以上の入学手続率であったため，200名の入学定員に対して20%の超過となった。2008年度は，より慎重に合格発表を行う予定である。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	3,188	447	191
2005	2,589	383	209
2006	1,905	506	196
2007	2,311	520	240

法科大学院の入学者選抜の理念である公平性・開放性・多様性の確保に十分留意し，入学者選抜を実施している。特に，本学法学部出身者の優先枠を設けるなどの優遇措置は一切講じておらず，他大学出身者も同一の選考基準により，公平に扱っている。過去4年の入学者における本学出身者の割合は下表のとおりであり，自校出身者の割合が著しく多いという事態は生じていない。

入学年度	入学者数	明治大学卒	割合
2004	191	30	15.70%
2005	209	52	24.88%
2006	196	34	17.35%
2007	240	47	19.58%

### 4 評価と課題

#### (1) 優れた点及び今後も維持したい事項

- ア 法科大学院設置の理念に則り，公平性，開放性，多様性を旨とし，多様な観点から志願者を評価し，丁寧な入学者選抜を行っている。特に書類選考においては，大学入試センターまたは法務研究財団の適性試験や法務研究財団既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに，志願理由や経歴，社会的活動などを考慮して個別的に人間性や個性を評価するよう努めている。
- イ 筆記試験においては，論理的展開力や分析力，思考力を測定し，法科大学院の授業についていけるか，将来有望な法曹となりうるかを探り，さらに面接試験においてより具体的に人間性をみることができている。これら複合的・重層的な選考により，潜在力を有する有能な人材を受け入れることが相当程度達成できているものと自負している。
- ウ 公平性及び開放性の点では，特に自校出身者を優遇することなく，志願者を公平に扱っており，現実の入学者の出身大学も極めて多様な構成となっている。これがまた，多様な経歴をもった学生同士の相互刺激と切磋琢磨を可能にしている。

(2) 今後の課題及び改善を要する点

- ア 本法科大学院設置の目標の一つに掲げている「アジア諸国において活躍する法曹の養成」という点については、未だ実効性ある枠組みを構築できていない。開校初期の揺籃期を終え、軌道に乗った段階では、アジアからの留学生や研修生等の積極的な受入れを検討していきたい。
- イ 当初の3年間は、現実の入学者数が入学定員とほぼ一致していたが、2007年度は入学手続率が予測より高く、やや多目の入学者数となった(20%超過)。今後は、入学定員と乖離しないよう、より慎重に合格者数の決定を行っていきたい。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 学習支援

#### (1) 履修指導体制

入学前のプレガイダンスから事実上履修指導を開始させている。2004年度以降、2月中にプレガイダンスを実施し、出席者からの質問も受けている。出席率は概して未修者が高く、本法科大学院の教育への期待が感じられる。また、例年、入学後のガイダンスで、本法科大学院の教育理念やカリキュラムの特色及び概要を説明するとともに、履修モデルを提示することで、各学生の関心分野や将来の進路希望を踏まえた的確な科目履修ができるよう、教務等常置委員会との連携のもと、効果的な履修指導を心がけ、効果を上げている。

#### (2) 学習相談、助言体制

履修や学修についての、相談や助言を求める方法として、教員と信頼関係を築き、コンタクトがとりやすい体制づくりに努めている。具体的には、2004年度の開学当初より、学生により身近な相談者として、弁護士や非常勤講師等の資格を持つ教育補助講師の制度をつくり、日常的に、随時相談できる体制を整えている。教育補助講師は、教員と学生の橋渡しとしても活用されており、補助講師と教員とは各科目内部で相互に連絡しあって助言体制を進めてきた。教育補助講師の制度を一層充実させ、効果を上げるため、2007年度より、教員と教育補助講師とが法科大学院の教育について話し合う会を設けている。

#### (3) その他の相談体制

本法科大学院の学生は、診療所、セクシャルハラスメント対応を含めた学生相談室等、大学の充実した施設を常時使える体制にある。セクシャルハラスメント防止に関しては、2006年度第2回のFDにおいて課題として取り上げるなど、教員の研修も、積極的に行っている。

### 2 生活支援（奨学金関係）

学生の経済的支援については、学生支援機構の奨学金（第1種、第2種）を含め、未修者・既修者双方に対し、現在4種類の奨学金が受けられる体制が整えられている（一部重複不可）。具体的には、学生支援機構の奨学金（第1種）、同（第2種）、明治大学給費奨学生奨学金（授業料相当分給付）、明治大学校友会奨学金奨学生の4種類である。

2006年度には、それまで既修者にしか支給されない規則であった給費奨学生につき、未修者への支給を可能にするよう規則改正がなされ、未修者が獲得できる奨学金が増えた。上記4種以外の奨学金奨学生募集についても、募集をすみやかに掲示し、教員が推薦状を書くなどして院生の奨学金制度利用、獲得の機会拡大に努めている。

これら各種奨学金奨学生の選定・運用については、各奨学金規定における給付基準に加え、本法科大学院内での選考規程等が整備されており、それに基づく原案を教授会で決定するなど、公正で厳格な奨学金制度の運用をしている。

このように、奨学金制度が充実しており、希望者のほぼ全員が何らかの奨学金を受け、給付を受けている学生の率は高い。



### 3 修了後の支援（学習支援・就職支援）

在学生アンケートはもちろんとし、修了生にまで視野を広げて、教育支援のあり方や学生のもつ要望等を汲み取ることができる体制をとっている。具体的には、2006年度から例年、新司法試験終了後に、「修了生と語る会」を設け、法科大学院の授業や現在の問題や要望を聞いている。

また、修了後のバックアップ体制として、就職課等の学内組織、本学出身法曹で形成される法曹会等のOB会が確立しており、本法科大学院との連携体制のもと、そこからの支援が受けられる体制にある。

#### （1）修了後の学修支援

各教員が個別に相談や自主ゼミへの支援などを行っているが、法曹会や旧司法試験のための学内組織であった法制研究所において、司法試験不合格者への学修上のケアや進路相談等が行われている。

#### （2）就職問題

本法科大学院では、学修支援に関し、「プロセス学業評価システム」（2004、2005年度文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム採択）をすでに構築し、利用を開始している。就職に関しても、このシステムを効果的に利用する予定である。

また、就職問題に関しては、さらに、本法科大学院が中心となって、就職希望者と就職先とのマッチングのためのホームページを作成・運営するシステム構築を計画し、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに応募し、採択された。他大学と連携した効果的なシステムを構築中である。

その他、企業法務部による説明会等も2006年度12月に大学内で開催するなど、積極的に開催し、多くの学生の参加を得ているが、司法試験不合格者の就職問題について、相談体制やさらなる検討が必要である。

合格者の就職問題に関し、企業等、法曹以外の就職先のさらなる開拓が必要であることから、関係機関から情報収集をしている。

### 4 施設関係

2004年度の開設時から、自習室には在学生の人数分の自習机を確保しているほか、ディスカッションルームも用意し、在学生に学習の場所を与えている。修了生に対しても、2006年3月以降、新司法試験受験までの約2カ月間にわたり学習スペースを提供している。

図書館関係では、130年あまりの歴史がある本学大学図書館の利用に加え、2004年4月の開設当初から、法科大学院専用の雑誌・書籍を充実させ、インターネット関係設備も充実させたローライブラリーが設立され、在学生、修了生とも利用率は高い。

学生との相談・指導のための施設が授業棟であるアカデミーコモン内に確保できない状態であるので、必要な施設の措置のために、今後も大学当局と交渉を続けて行く必要がある。

なお、修了後の施設利用に関していえば、図書館、ローライブラリーにつき便宜を図っている。しかし、自習机についても、学内施設を最大限利用して対応しているが、機の確保のみならず、利用可能期間についても、便宜を図れるよう、大学当局に一層要請することが必要である。

## 第8章 教員組織

### 1 教員について必要な法令上の基準

専門職大学院に配置しなければならない教員とその必要人数については、「大学院設置基準」（昭和49年文部省令28号）、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令16号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示53号）等の法令により、次のように定められている。

法科大学院に関して述べれば、その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者を、専任教員（半数以上は原則として教授）として、必要な人数だけ置かなければならない。

その人数は、学生の収容定員15名に1名の専任教員が必要であるから、本法科大学院（収容定員600名）に置くべき必要専任教員数は40名である（ $600 \div 15 = 40$ ）。この専任教員は、大学の学部や大学院の他研究科の専任教員の必要人数に算入することは許されないが、法科大学院設置上の過渡的措置として、平成25年度まで（10年以内）に解消されることを条件に、必要専任教員数の3分の1を越えない範囲で兼籍が認められている（兼籍教員という。本法科大学院の場合は、13人まで。 $40 \times 1 / 3 \approx 13$ ）。

また、この必要専任教員数のおおむね2割以上は法曹を中心とした、おおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが必要とされており、本法科大学院の場合には、8名以上の実務家教員が必要である（ $40 \times 0.2 = 8$ ）。なお、必要な専任教員数の算定に当たっては、固有の専任教員以外の者であっても、必要専任教員数のおおむね3割に3分の2を乗じた数の範囲内については、1年に6単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラムの編成その他組織の運営に責任を有する者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるとされている。本法科大学院の場合には、5名まで算入が認められる（ $40 \times 0.3 \times 2 / 3 \approx 5$ ）。

### 2 本法科大学院の教員の種類と人数

#### (1) 教員の種類

本法科大学院の教員の種類は、明治大学教員任用規程、明治大学特任教員任用基準、明治大学客員教員任用基準、明治大学兼任講師任用基準等の学内規則上、専任教員、特任教員、客員教員及び兼任・兼任教員に分類される。なお、2004年度及び2005年度は、現在の「特任教員」の範疇に入る教員も「客員教員」と呼んでいた。その区別がなされたのは、2006年度の名称変更からである。以下の記述における「特任教員」と「客員教員」は、その名称変更後のものである。

#### ア 専任教員

主として博士論文またはそれに準ずる研究上の業績を審査して任用する教員。任期の定めがない。ほぼ研究者教員の範囲と重なり合う（ただし、実務家であってもその研究上の業績が特に優れているものについては、このカテゴリーで任用することがありうる）。

#### イ 特任教員

主として実務上の実績や経験を審査対象とし、教育・研究上の業績をも加味して任用する教員。3年または5年の任期の定めがある（更新は1回）。本法科大学院における特任教員はこれまで全員実務家教員である。この特任教員のほとんどが、いわゆる「みなし専任教員」（年間6

単位以上の授業を担当し、組織運営に責任を有する教員)である。

#### ウ 客員教員

特に優れた実務上の実績を審査して任用する教員。任期は1年(更新は3回まで)。実務家教員。

#### エ 兼任教員・兼任教員

本学の法学部等の他学部所属の専任教員であって本法科大学院の授業を担当するものを兼任教員、他大学等から出講してくる非常勤講師を兼任教員という。1年ごとに委嘱する。

### (2) 設置時の教員の人数とその後の推移

本法科大学院開設年度(2004年度)の教員は、専任教員38名(うち、法学部との兼籍教員13名)、特任教員(任期3年)10名、客員教員ゼロ、兼任教員5名、兼任教員6名であったが、2006年度は、専任教員、特任教員は変わらず、客員教員2名、兼任教員11名、兼任教員21名に増えている(その推移は、第2部Ⅱの4参照)。

### (3) 専任教員に関する法令上の基準との関係

任用について言えば、専任教員、特任教員を含む本法科大学院のすべての教員は、法令に準拠した学内規則である任用基準に従い、教授会に審査委員会を設けて審査したうえで任用される。特に専任教員及び特任教員の任用人事は、議決権を有する教授会員の3分の2以上を満たした教授会で、同じく議決権を有する教授会員の3分の2以上の賛成を要する人事案件として処理されており、任用された教員は全員、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績(研究者教員)または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者(実務家教員)」と認められる。

また、人数について言えば、本法科大学院に必要な専任教員数は40名であるところ、現状は38名の固有の専任教員と10名の特任教員がいるから、特任教員のうち2名を専任教員数に算入する(みなし専任)だけで基準を満たすことになり、他の8名は、教育の充実のために基準を上まわって任用されていることになる。

## 3 2006年度の教員配置

本法科大学院の教員は、2006年度後期の時点で、専任教員38名、特任教員10名、客員教員2名、兼任教員11名、兼任教員24名、合計85名である。

種類	公法系	民事系	刑事系	基礎法	展開・先端系	合計
専任	7	12	7	3	9	38
特任		4	4		2	10
客員	1		1			2
兼担		1	2	4	4	11
兼任	1	7	2	2	12	24
合計	9	24	16	9	27	85

### (1) 分野別配置の明細

#### ア 公法系(9名)

《専任及び特任、7名》

・吉田善明（憲法，専任教授），野上修市（憲法，専任教授〔兼籍〕），高橋和之（憲法，専任教授），清野幾久子（憲法，専任教授），江島晶子（憲法，専任教授）

・西埜章（行政法，専任教授），猪股弘貴（行政法，専任教授〔兼籍〕）

《客員，1名》

・林良造（法と経済，客員教授）

《兼担及び兼任，1名》

・小林弘人（行政法，兼任講師）

#### イ 民事系（24名）

《専任及び特任，16名》

・円谷峻（民法，専任教授），椿久美子（民法，専任教授），三林宏（民法，専任教授），平田厚（民法，専任教授），工藤祐巖（民法，専任教授）

・三枝一雄（商法，専任教授〔兼籍〕），泉田栄一（商法，専任教授），河内隆史（商法，専任教授），松山三和子（商法，専任教授）

・青山善充（民事訴訟法，専任教授），納谷廣美（民事訴訟法，専任教授〔兼籍〕），中山幸二（民事訴訟法，専任教授），増田嘉一郎（民事法実務，特任教授），明石一秀（民事法実務，特任教授），江口とし子（民事法実務，特任教授，派遣裁判官），山崎雄一郎（民事法実務，特任助教授）

《兼担及び兼任，8名》

・石黒清子（民法，兼任講師），織田博子（民法，兼任講師）

・根本伸一（商法，兼担助教授），坂田桂三（商法，兼任講師），石山卓磨（商法，兼任講師），徳本穰（商法，兼任講師）

・山田勝重（民事訴訟法，兼任講師），櫻井義之（民事訴訟法，兼任講師）

#### ウ 刑事系（16名）

《専任及び特任，11名》

・川端博（刑法，専任教授〔兼籍〕），津田重憲（刑法，専任教授），須之内克彦（刑法，専任教授），増田豊（刑法，専任教授〔兼籍〕）

・山田道郎（刑事訴訟法，専任教授〔兼籍〕），洲見光男（刑事訴訟法，専任教授），上野正雄（刑事訴訟法，専任教授），小林芳郎（刑事訴訟実務，特任教授），倉科直文（刑事訴訟実務，特任教授），鶴田小夜子（刑事訴訟実務，特任教授，派遣検察官），金野志保（刑事訴訟実務，特任助教授）

《客員，1名》

・熊崎勝彦（刑事法実務，客員教授）

《兼担及び兼任，4名》

・阿部力也（刑法，兼担助教授），松井千秋（刑法，兼任講師）

・辻脇葉子（刑事訴訟法，兼担教授），松本純也（刑事訴訟法，兼任講師）

#### エ 基礎法（9名）

《専任及び特任，3名》

・土屋恵一郎（法哲学，専任教授〔兼籍〕），木間正道（比較法，専任教授〔兼籍〕），夏井高人（法情報調査，専任教授〔兼籍〕）

《兼担及び兼任，6名》

・上井長久（比較法，兼担教授），岡野誠（法史学，兼担教授），村上一博（法史学，兼担教授），

村山眞維（法社会学，兼任教授），大村賢三（法と公共政策，兼任講師），田口左信（立法と政治，兼任講師）

#### オ 展開・先端系（24名）

《専任及び特任，11名》

・菅野和夫（労働法，専任教授），高橋岩和（経済法，専任教授〔兼籍〕），鈴木修一（国際取引法，専任教授）

・松本貞夫（企業法務，専任教授），清水良容（企業法務，特任教授）

・松村弓彦（環境法，専任教授〔兼籍〕），柳憲一郎（環境法，専任教授）

・新美育文（医事生命倫理，専任教授〔兼籍〕），鈴木利廣（医事生命倫理，専任教授）

・高倉成男（知的財産，特任教授，派遣行政官）

・角田由紀子（ジェンダー法，専任教授）

《兼任及び兼任，16名》

・間宮勇（国際法，兼任教授），小寺彰（国際法，兼任講師），森川幸一（国際法と国内法，兼任講師）

・立川正三郎（租税法，兼任講師），青柳達朗（租税法，兼任講師，派遣行政官）

・林幸司（民事法系総合指導，兼任教授），坂口光男（保険法，兼任教授），小笠原浄二（金融取引法，兼任講師），高地茂世（倒産法，兼任教授），永石一郎（倒産法，兼任講師），工藤敏隆（倒産法，兼任講師），嘉村孝（民事法実務，兼任講師）

・池本誠二（消費者法，兼任講師）

・藤本哲也（犯罪学，兼任講師）

・広実郁郎（知的財産，兼任講師），熊谷健一（知的財産，兼任講師）

#### (2) 教員の男女比及び年齢バランス

教員の男女比は，専任及び特任教員合計48名で見れば，男性：女性＝40：8で，女性の占める割合は17％，全教員85名で見れば，男性：女性＝74：11で，女性の占める割合13％である。男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を標榜している本法科大学院としては，女性教員の比重が低すぎるといえよう。

専任及び特任教員の年齢構成で見れば，60歳台が約半数を占め，50歳代が残りの約3分の2，40歳代が約3分の1，30歳代は僅かに1名（山崎雄一郎助教授）である。法科大学院の学生の年齢が相当高いことからいえば，この年齢構成が一概に不相当とは言い難いし，法科大学院の発足に合わせて急遽教育スタッフを集めたことからやむを得ない面もある。しかし，将来的には計画的に任用人事を行い，教員の若返りを積極的に図っていく必要があるであろう。

## 4 教員の研究環境

### (1) 研究専念期間制度

本学には，学内制度として，「在外研究」制度（長期は1年まで，短期は6カ月まで海外に滞在して研究に専念できる制度）及び「特別研究者」制度（1年間研究に専念し，その間授業及び行政事務から解放される制度）があり，その割り当ては，法科大学院に対してもなされている。

しかし，2004年度から2006年度に在外研究制度を利用した者はなく，特別研究者制度も2006年度の利用者1名（松本貞夫教授）にとどまった。利用者が少なかった理由は，申請資格

として一定期間の本学勤務が要件とされていること、法科大学院草創期で教育に時間がとられ、余裕がなかったことにあると考えられる。

## (2) 研究発表のための機関誌

本法科大学院は、2005年3月に開設記念論文集として『暁の鐘ふたたび』を刊行したが、その後、『明治大学法科大学院論集』の発行を決定し、その第1号を2006年3月に、第2号を2007年3月に刊行し、これには法科大学院の教員の手による多くの論文が収録されている。

## (3) 研究と教育のバランス

本学の専任教授の責任授業担当時間（通称ノルマ）は、通年10時間（1コマ当たりの時間数が2時間の場合、半期換算10コマ相当＝通年換算5コマ相当）で、この基準が法科大学院にもそのまま適用されている。しかし、法科大学院の授業負担は、通常の学部や既存の大学院研究科の授業と比べて、きわめて重い。法科大学院の授業ノルマを5コマとしているのは、全国的に見ても過重である。

その理由は、例えば、①2単位の授業の場合には授業回数は15回、4単位では30回の確保が厳格に求められ、休講した場合には必ず補講、しかも原則として同じ週内に補講することが必要であること、②期末試験は授業とは別に行われること、③試験の答えは中間テスト・期末試験の別を問わず、採点して学生に返却することが求められていること、④演習の場合にはさらに毎週レポートの添削採点返却が必要とされていること、⑤同一科目を複数の教員で担当する場合には、教員間の綿密な打ち合わせが必要であること、⑥授業時間の合間には、多くの学生からの質問に応答せざるを得ないこと、等による。

この教員の教育の負担を軽減し、研究に当てる時間を作り出すために、これまでも法科大学院の授業については、「ノルマ4コマ」または「1コマ当たり1.5倍換算」を大学当局に働きかけてきたが、実現されていない。これは、今後の法科大学院の課題である。

## 第9章 管理運営等

### 1 管理運営の基本組織

#### (1) 管理運営に関する学内規則

本法科大学院は、その管理運営のために「明治大学法科大学院学則」（以下「学則」という）、「明治大学法科大学院教授会規程」（以下「教授会規程」という）及び、「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」（以下「常置委員会内規」という）を有しており、これらの規則に従って、次のように管理運営されている。

#### (2) 教授会とその構成・権限

本法科大学院は、その最高意思決定機関として教授会を置き（学則第10条第1項）、これによってすべての重要事項を決定している。教授会は、原則として毎月1回、法科大学院長の招集によって開催され、法科大学院長が議長を務める。

教授会の構成員は、①専任教授（学則第10条第1項）であるが、②専任とみなされて任用された特任教授、及び、③本法科大学院の科目担当教員（客員教授、兼任教員・兼任教員）も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができる（学則第10条第4項。この場合の教授会を「拡大教授会」という）。2006年度（後期）で見れば、①のカテゴリーに属する教員は38名、②のカテゴリーに属する教員は10名、③は37名である（第8章の3参照）。

教授会の決議事項は、カリキュラム編成その他教育に関する事項、入退学・修了認定その他学生に関する事項、教員の任用その他人事に関する事項などの重要事項である（学則第11条）。

#### (3) 法科大学院長

本法科大学院の校務全般をつかさどるため、任期2年の法科大学院長が置かれる（学則第9条）。法科大学院長は、2004年4月1日から2006年3月31日まで伊藤進、2006年4月1日から青山善充である。

問題点の一つある。法科大学院は、その設置を決定した2001年7月14日の明治大学連合教授会で、学部基礎を置く従来の大学院（研究者養成型大学院）とは独立の大学院として、学部並みに扱うことが承認されているにもかかわらず、いまだ学部並みの扱いを受けておらず、法科大学院長は、教学の最高の意思決定機関である学部長会のメンバーになっていないことである（従来の大学院長は学部長会のメンバーである）。法科大学院長がその大学の最高の意思決定機関に参加していないのは、全国的にも珍しい例であろう。現在、法科大学院長は、直接、「学長の統督の下」に置かれており（学則第9条第2項）、法科大学院の意思がスムーズに全学の最高の意思決定機関に伝わりにくい構造になっている。

#### (4) 常置委員会

法科大学院は、その運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6の常置委員会を置いている。常置委員会の任務は、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることである（教授会規程第12条）。

常置委員会とその権限（常置委員会内規第3条）及び委員長は、次のとおりである。

①人事関係常置委員会：人事計画の策定、教員人事に関する事項（法科大学院長兼務）

②教育等関係常置委員会：教育課程の編成・変更等に関する事項（2004年4月～2005年

6月三枝一雄，2005年7月～2006年3月青山善充，2006年4月～西埜章)

③入試等関係常置委員会：入学者選抜に関する事項（2004年4月～中山幸二）

④教務等関係常置委員会（開設時：学業成績等関係常置委員会，2004年5月に名称変更）：  
学生の休退学，進級・修了認定に関する事項（2004年4月～河内隆史）

⑤学生指導関係常置委員会：学生の育英・奨学及び賞罰，学生処分等に関する事項（2004年  
4月～2006年3月上野正雄，2006年4月～清野幾久子）

⑥教員研究研修関係常置委員会：教員の研究・研修等に関する事項（2004年4月～2006  
年3月松本貞夫，2006年4月～三林宏）

#### (5) 執行委員会

法科大学院長及び各常置委員会委員長を，学内的通称で執行委員といている。執行委員は，教授会に先立って執行委員会（通称）を開き，各常置委員会から報告された事項を整理し，教授会への上程を決定している。

#### (6) その他の委員会

その他の委員会として，認証評価委員会，自己点検・評価委員会，法科大学院将来問題委員会がある。認証評価委員会及び自己点検・評価委員会については，第5章の3，4参照。法科大学院将来問題委員会は，法科大学院の学内的地位その他法科大学院の将来に関する重要問題を審議する時限的委員会である（2006年10月設置）。

## 2 学生の意見の取入れ

本法科大学院は，学生の意見を教育や学習環境の改善に反映させるために，次のとおり，積極的に学生に意見を聞くことを心掛けている。

### (1) 「教育に関するアンケート」と「授業改善のためのアンケート」

「教育に関するアンケート」は，毎年5月中旬に，新入生（約200名）を対象として，本法科大学院における学生生活全般，教室・共同研究室・ローライブラリー・図書館等の施設，設備機器・図書資料，デジタル情報へのアクセサビリティ，人的サポート（教育補助講師，事務室）など，授業以外の学習環境に関する学生のニーズ・要望を聞くため行っている。そこで出される様々な意見は，教授会に報告され，実現の可否・時期・優先順位を決めて実現できるものは実現し，できないものはその理由を適宜の方法で開示することによって対応している。

「授業改善のためのアンケート」は，授業科目ごとの学生の授業評価であり，授業の改善に役立っている（第5章2の（2）参照）。

### (2) 「学生の意見を聞く会」その他

2005年度以降，学生指導関係常置委員会の主催で，法科大学院長その他の教員が出席して，「学生の意見を聞く会」を実施し，授業や学習環境に関する様々な学生の意見を聞いている。

それだけではない。学生の意見は，プレガイダンス（2月）や学生ガイダンス（4月）の際にも，質問という形で寄せられることもあるし，そのほか，法科大学院長室や各教員の研究室に訪ねてきて述べていくということもある。

これらの意見に対する対応は，上記（1）で述べたところと同じである。

### (3) 修了者からの意見の聴取

本法科大学院は，修了者からもその意見を積極的に聞いて，授業の改善や管理運営に役立てるこ



とに努めている。機会としては、修了者記念パーティ（3月）、新司法試験意見交換会（6月）、新司法試験合格祝賀会（10月）などがある。

### 3 情報の公開

本法科大学院に関する基本的情報は「ガイドブック」と称するパンフレット（各年度）にコンパクトにまとめられて、学内各所で無料配布しているほか、メールまたは電話による請求があれば郵送料請求者負担（本体無料）で郵送している。その主要な内容は、大学ホームページにも掲載されている。

それ以外の各種情報も、印刷物の配布及びホームページへの掲載を通じ、個人を特定するものを除き、基本的に公開している。特に、入学志願者に対しては進学説明会を開催するほか、入学試験情報（アドミッション・ポリシー、入学者選抜、入学試験要項、入試結果データ、入学試験問題）、学費・奨学金などについて新聞広告、パンフレット配付等を通じて積極的に情報発信を行っている。

また、JASRAC 寄附講座については、講義直後に講義概要をホームページにアップロードし、さらに『講義録』を公刊している。

これまでのところ、学外者から情報公開を求める請求は受けていない。過去4年間に実施された入学試験の志願者数（第6章の2参照）からみても、志願者を始めとした学外への情報提供の不足はないものと判断している。

### 4 情報の収集保管と管理

各種個人情報の収集と保管については、「学校法人明治大学個人情報保護方針」に基づき、「個人情報の保護に関する規程」「本学における保有個人データの利用目的について」「本学における個人データの第三者提供について」「本学への開示等の請求に係る手続について」「本学の個人情報に関する苦情・不服申立の受付窓口について」を遵守し、専門職大学院事務室（法科大学院担当）が行っている。

収集する情報は「所管個人データ管理簿」に登載しているが、電磁的記録については大学全体の高いセキュリティ環境の下にあり、認証評価機関による第三者評価に係る各種データを含む紙媒体資料の保管スペースも学内に確保されている。

教育機関が収集・保管している情報の管理において細心の注意を要するのは、学生の個人情報と成績であり、この点は法科大学院においても同じである。特に、本法科大学院においては、「プロセス学業評価システム」（第4章1の（3）参照）の運用にあわせて、「法科大学院「プロセス」学業評価システムの管理及び個人情報保護に関する内規」を制定し、適切な取扱いを確保することに努めるとともに、稼働にあたっては、今後、教育のためにそれを有効に利用することは当然のことながら、システムの不具合や個人の不注意から万一にも情報漏れを起こさないよう、二重三重の防止体制が必要であると考えている。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 施設整備

高度の専門知識を備えた実務法曹の養成という法科大学院の教育目的に資するため、本法科大学院に、次のような施設・設備を設けた。

#### (1) 教室

本法科大学院の授業は、駿河台校舎内「アカデミーコモン」（2003年12月末竣工）で実施されている。建物の8階～10階にある30名・60名・100名・200名規模の講義室及び演習室、合計23室（総計1,291.52㎡）を使用している。

#### (2) ローライブラリー

ローライブラリーは、床面積279㎡であり、その中に事務室のほか、2万3千冊収納可能な書庫を有する。本ローライブラリーは、大学図書館を前提にしつつも、法律学に特化した専門図書館であり、実務関連書を含め法科大学院の学生の学習に役立つ図書・資料（法律関連ソフト等電子媒体を含む）等を広く網羅し、学生の学習に資するものである。そこで、これら図書・資料の収納のスペース（約80㎡）を確保し、所要の書棚・収納ケース等の備品を備えている。

しかし、本ローライブラリーはスペースに限りがあることに鑑み、学習用・研究用情報についての支援・サービスの提供に重点を置いている。本法科大学院の学生は、情報端末を完備した院生共同研究室を提供され、そこで自習を行うことが可能であり、本ローライブラリーとしては、院生共同研究室に備置できない図書・資料を用意し、あるいは各種情報媒体へのアクセスの便宜を提供する。そこで、本ローライブラリーは、徹底して電子化を図ることとしている。Lan 設備を完備し、外部データベースなど電子媒体で提供されるものについては極力これを活用する方針である。これにより、学生は、本ローライブラリーにおいて、法律学はもちろん法情報学・情報技術の操作に精通した専門職員の指導の下に、予習・復習に必要な図書・文献・資料の所在を探り、外部データベースにアクセスし、必要な情報を簡単に入手することが可能となっている。そのための設備として、検索用コンピュータを完備した情報検索用コーナーを設置するとともに、複写機、プリンター、マイクロリーダー、電話・ファクスのほか、最新の各種情報関連機器（CD-Rom・DVD 検索関連機器、印刷物検索関連機器、マイクロ資料関連機器、VTR 資料関連機器）等を完備している。

#### (3) 院生共同研究室（7：00～23：00、年末年始を除き360日開室）

法科大学院学生の共同研究室としては、駿河台校舎14号館の2階～3階部分に法科大学院の収容定員分となる600席を確保し、そこでは、PC利用が可能となるよう、各席には情報コンセントと電源が用意され、「E-learning 自主学習教育システム」あるいは Web 上での法令、判例検索、データベース、逐次刊行物などの利用環境が整えられている。さらに、2階にはディスカッション・ルーム3室と教育補助講師室、4階には他研究科と共用の14号館院生共用ラウンジが設けられている。

学生からの要望として、3月下旬の修了後、5月の新司法試験までの間、学習スペースの提供を求められている。これまで、施設内部のやりくりで対処してきたが、恒久的な対応が必要であると判断し、要望を法人側に出しているところである。

#### (4) 模擬法廷（法廷教室）

本模擬法廷は、模擬裁判、実践的なディベート等に利用するための施設として設けるものである。

その広さは、約177㎡であり、司法研修所の合議法廷をモデルにして造られた。院内には、裁判官・裁判員席，原告・被告席（代理人席）（刑事の場合，検察官席・弁護人席，被告人席），証言台，書記官席，速記官席，廷吏席，傍聴席等を設ける。傍聴席（聴講席）は、82席である。また、法廷に隣接して、合議のための合議室，調停室，証人のための控え室等を付置する。法廷は、Lan設備を完備するほか、TVカメラ，液晶プロジェクター等最先端の機器を備えている。

#### （5）教員個人研究室

法科大学院担当教員の個人研究室として、駿河台校舎内の研究棟に加え、14号館7階に実務家教員を含めた専任教員数全員分（各15㎡）が用意されている。同7階には14号館共同研究室が設けられ、教材印刷等への対応にあたっている。

#### （6）リサーチ・センター

本法科大学院は、現代社会において最も重要とされる「企業関係法務」，「知的財産関係法務」，「環境関係法務」，「医事生命倫理関係法務」と伝統を継承する「ジェンダー関係法務」の5分野に係わる「専門」法曹を目指す学生に対する基礎的法学教育に重点を置いている。それらを研究面からバックアップする施設として14号館2階に4室のリサーチ・センターを整備したが、学外研究資金の確保をはかりつつ研究活動を開始している分野もある。

施設の面で見ると、上記（1）～（6）の個々の項目ではそれほど問題がないとしても、すべてが一つの建物内に配置されていない。このため移動に多少の時間がかかっている。長期的には法科大学院独立棟の建設を年度計画書の中で要望をしている。

## 2 設備・機器の整備

上述の教室については、竣工後、時間が経過していないこともあり、殆ど問題は生じていない。トラブルが生じた場合には、講師控室，中央監視室及びサポートデスクの担当者が迅速に対応している。

なお、アカデミーコモン内の一部の教室に情報関連機器が設置されていないところもあるので、年次計画により実現するよう要望しているところである。

## 3 図書館の整備

### （1）図書館

本学図書館は、中央図書館，和泉図書館，生田図書館の3館から構成され、各館はそれぞれの位置づけに基づき、自立的に学習用資料の選書及び利用者サービスを行なっている。研究用図書についてはそれぞれの分野の専門研究者である教員が選書を行っている。

図書館運営は、各学部教員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。また、図書委員会のもとに収書構成，利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する小委員会を設け、それぞれの問題に関する検討を行っている。

近年の情報・ネットワーク技術により、従来の紙媒体資料に加え、電子的形態の資料が急激に増加しつつある。したがってこれら資料の収集，コンピュータ，ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が急務である。

一方、書庫（中央図書館80万冊，生田図書館7万冊）の資料にタイトルテープ（無断持ち出し貸出防止テープ）とバーコードシール（無料貸出装置対応バーコード）を装着したことにより、図

書館のほぼ全域をアクセスフリーとし、入庫管理業務を省力化することが可能となった。

## (2) 図書・電子媒体等

図書館では、資料購入予算約7億円を「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「電子的資料費」に大枠で分け、教員・図書館員による「収書委員会」「新聞・雑誌委員会」「特別資料選定委員会」「教員による学習用図書選書委員会」等、委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集に努めている。2007年3月31日現在の蔵書数は、中央図書館約111万冊、和泉図書館33万冊、生田図書館40万冊、生田保存書庫36万冊となっている。

電子的資料については、国内外の23の外部データベース、15の電子ジャーナルデータベースと契約し、多種多様な情報提供を実現している。なお視聴覚資料については、視聴覚センターが別途資料の収集・提供を行っている。

大きな課題として、近年の外国雑誌年平均約8%の値上りにより、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加がある。

## 施設・座席数・開館状況・貸出状況 (2007.3.31 現在)

	中央図書館	ローライブラリー	全館合計
総延べ面積(m <sup>2</sup> )	12,485	279	23,914
収容可能冊数	990,611	23,305	2,346,527
総閲覧座席数	1,274	45	3128
年間開館総日数	334	326	—
館外貸出冊数	181,480	5,181	328,086
入館者数	826,154	15,866	1,777,092

資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加に対しては、逐次刊行物の厳密な評価による取捨選択、私立大学図書館コンソーシアムによる電子ジャーナル、データベース契約の推進を行っている。今後さらに他大学との協力による分担収集等、価格高騰への対処方法を探らなければならない。

図書館利用者用座席数の不足については、図書館の面積に限りがあるため大幅な増加は現在のところ困難である。このため、図書館外から図書館資料をある程度利用可能にする電子図書館システムの充実を図り、図書館利用者に対する改善の一助としてきた。中央図書館は冬季休業中の開館日拡大の実現により年間334日開館しており、これは私立大学図書館としては有数の日数である。

## (3) 学術情報へのアクセス

図書館業務については発注から目録データ作成、予算管理まですべてのシステム化が終了し、殆ど全ての蔵書についてのデータ化も終了している。このため図書館利用者は、インターネットを通じてどこからでも蔵書データベースの検索が可能になっている。また国立情報学研究所の学術情報システムに参加することによって他大学とのシステムの連携も大きく進展している。また「図書館ポータルシステム」を構築し、これにより利用者はインターネットを通じて資料の貸出予約、取寄せ依頼、自身の利用状況の把握などが可能になっている。

他大学との協力については、本学、法政大学、明治学院大学、学習院大学、東洋大学、青山学院大学、國學院大学、立教大学の8大学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、

相互の教職員学生が各大学の図書館を利用できる体制を構築した。本学図書館はコンソーシアム8大学のうち最も他大学から利用される図書館となっている。